

規制シート(様式)

190201101230001

平成28年12月27日

規制の名称	津波防護施設区域内における津波防護施設管理者の許可	所管府省	国土交通省
根拠法令等	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局水政課長 甲川 壽浩
規制目的	津波防災地域づくりに関する法律の目的である、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為等を排除し、津波防護施設を適切に管理するために必要となる規制を行うもの。		
規制内容の概要	・津波防護施設区域内の土地を占用しようとする者は、津波防護施設管理者の許可が必要。 ・津波防護施設区域内の土地において、一定の行為を行おうとする者は、津波防護施設管理者の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	当該法律は、東日本大震災を受けて制定された法律であり、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としており、津波防護施設を保全するために必要な津波防護施設区域内において、占用及び土地の掘削等の一定の行為について津波防護施設管理者の許可を要することとすることは、津波防護施設を適切に維持・管理する上で必要な規制であることから、引き続き規制を行うもの。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		